

各所属所長 様

公立学校共済組合埼玉支部長
一般財団法人埼玉県教職員互助会理事長

歯科健康診査の実施について（通知）

日頃より、当団体の事業運営につきまして、御理解・御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

令和6年度の歯科健康診査を下記のとおり実施します。つきましては、事業の趣旨を御理解の上、多くの教職員が参加されますよう、本通知及び互助会ホームページの事業紹介ページを御確認いただき、貴所属所職員に周知くださるようお願いいたします。

また、別添のとおり事業周知用チラシを作成しましたので、所属所での掲示等について御協力いただきますようお願いいたします。

記

1 令和5年度からの変更点及び留意点

●変更点

変更前：クーポン利用時に組合員番号入力

変更後：**クーポン利用時に組合員番号に加え、生年月日（西暦8ケタ）を入力**

★留意点

- ・事前**に互助会HPから健診票をダウンロードし、必要事項を記入し受診時に持参**
- ・受診できるのは対象健診機関一覧表に掲載されている歯科医療機関のみ

2 事業の趣旨

組合員及び会員の生涯にわたる歯科疾患の予防に向けた取組と歯科疾患の早期発見、早期治療の促進につなげる。

3 補助対象者

公立学校共済組合埼玉支部組合員（任意継続組合員は除く）

一般財団法人埼玉県教職員互助会会員（退職互助会会員は除く）

4 補助内容

対象健診機関一覧表に掲載している歯科医療機関で歯科健康診査を受診した場合、年度内に1回その費用の全額を補助する。

※ 対象健診機関の情報は、互助会ホームページ＞現職者の方へ＞補助＞健診から事業紹介ページを御参照ください。



【互助会HP】

5 健診内容

歯の状況、歯周組織の状況、口腔清掃状態の健診等

※ 健診項目以外の健診費用又は、健診の結果、歯石の除去、虫歯の治療等が必要な場合は、保険診療（自己負担）となります。

6 事業対象期間

7月1日から12月末日（歯科健診機関の営業日に基づく）

※ この期間以外で受診した場合は全額自己負担となります。

7 利用方法

二次元バーコード読み取り型電子クーポンを利用します。申請や請求等は必要ありません。

詳細な利用方法は、令和6年4月1日付け埼教互第1号「二次元バーコード読み取り型電子クーポンの利用方法について」を御参照ください。

8 利用手順

(1) 二次元バーコード読み取り型電子クーポンのマイページで歯科健診のクーポンが付与されているか確認する。



【マイページ】

(2) 組合員証を手元に用意し、対象健診機関に予約を入れる。

(3) 互助会HPから健診票をダウンロードのうえ印刷し、必要事項を記入する。

URL: f1cce34aaaed8c8b43424b2f4f09e120.pdf (gojo-saitama.jp)

健診票1枚目



6d43284a749cb6a04d741cdc27577170.pdf (gojo-saitama.jp)

健診票2枚目



(4) 健診当日、ご自身のモバイル端末と健診票を持参し、予約した歯科医療機関に設置の二次元バーコードをモバイル端末で読み取り、表示されたクーポンを使用済みにする。
健診票は、歯科医療機関に提出する。

(5) 健診を受診

8 電子クーポンが利用できない方について

モバイル端末を所有していない等やむを得ない事情で電子クーポンが利用できない方には、紙の利用券を配布します。紙の利用券が必要な方は事前に申請が必要です。

詳しくは、埼教互第1号「二次元バーコード読み取り型電子クーポンの利用方法について」を御参照ください。

担当 埼玉県教育局教育総務部福利課
厚生担当

電話 048-830-6703

電子クーポン対象事業
年に一度は受診！

健診料
無料

歯科健康診査

受診の手順

1. 健診機関一覧から選択
2. 健診機関に予約
3. 健診票とスマホを持参
4. 健診機関でQRコード読み取り
5. 受診

●**健診機関一覧、健診票、電子クーポン利用の手引き**は、埼玉県教職員互助会HPの会員専用ページ「電子クーポン」のページに掲載しています。



会員専用ページ
パスワード
【gojosaitama】

●**健診票**は事前に埼玉県教職員互助会HPからダウンロードし必要事項を記入してください。



(健診票一枚目)



(健診票二枚目)



＼ 受診期間 ／
令和6年7月1日から
令和6年12月末まで※

※任意継続組合員・退職互助会会員は対象外です。

健診機関の営業日に準拠します。受診期間以外で受診した場合は全額自己負担となります。

マイページは
こちら



まずは、マイページを確認♪
(クーポン内容確認専用ログイン画面)

※クーポンの付与は6月3日(月)を予定

モバイル端末を所持していない等やむを得ない事情で電子クーポンが利用できない方には紙クーポンを発行します。
紙クーポンが必要な方は、事前に申請が必要です。
右記バーコードを読み取り、クーポン申請フォームから申請してください。



福利課
厚生担当

☎ 048-830-6703

埼玉県教職員互助会 会員専用ページ

会員専用ページパスワード【gojosaitama】